

埼玉県スポーツ協会創立100周年記念表彰 功労者表彰等推薦要領

この推薦要領は、埼玉県スポーツ協会創立100周年記念表彰実施要項（以下「実施要項」という。）に規定する4（1）の功労者表彰、（2）の特別表彰に関し、各加盟団体における表彰候補者の推薦方法等に関する事項について定める。

1 功労者表彰

（1）推薦団体

推薦団体は、「公益財団法人埼玉県スポーツ協会細則」（以下「細則」という。）第22条に定める「種目別競技団体」、第23条に定める「市町村体育協会・スポーツ協会」、第24条に定める「学校体育団体」、第25条に定める「組織団体の体育部門・スポーツ部門」に限る。

（2）表彰候補者の推薦基準

実施要項4（1）に該当する者で、次のすべての要件を満たす者とする。推薦に当たり疑義がある場合は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）担当者と協議の上、推薦すること。

ア 加盟団体の定款等に定める役員のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める役員及び評議員に相当する職の経験者（現職を含む。）であること。評議員については公益財団法人に限り、顧問、参与、事務局長、会計、幹事等は含まれないものとする。

なお、合併のあった市町村体育協会・スポーツ協会においては、合併前の団体の役員も含むことができる。

イ 上記アの役員の在任期間が、通算して10年以上あること。

ウ 推薦に当たっては、風紀・規範等、社会的に好ましくないと判断された者は除く。

2 特別表彰

（1）推薦団体

推薦団体は、細則第22条に定める「種目別競技団体」及び第25条に定める「一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会」に限るものとする。

（2）表彰候補者の推薦基準

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会におけるメダル獲得者のうち、本県関係者として推薦団体が決定した者。

3 推薦方法

(1) 所定の推薦一覧シート（エクセルシート）に必要事項を入力、若しくはプルダウン選択し、表彰候補者を推薦するものとする。

※各団体長あてに送付する、推薦依頼文書に基づき、推薦一覧の提出をお願いいたします。

4 その他

・申請に含まれる個人情報、**「個人情報の保護に関する法律」**に基づき、適切に管理し、本表彰審査のためにのみ利用するものとする。

・各加盟団体は、表彰候補者の基礎資料をあらかじめ作成しておき、本会から求めがあった場合は、その求めに応じるものとする。